

6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、以下のとおり目標を設定することとしています。

【国の基本指針における目標】

- 相談支援体制の充実・強化等
 - ➡ 令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 協議会における地域サービス基盤の開発・改善
 - ➡ 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善及び、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

本市においては、国の指針を踏まえ、次の表のとおり目標を設定します。

■ 本市における相談支援体制の充実・強化等に関する目標

項目	目標
相談支援体制の充実・強化等	令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
協議会における地域サービス基盤の開発・改善	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善及び、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

令和6年度、令和7年度で、設置（市直営）に向けた準備
市と市内委託相談支援事業者との役割整理、人材育成など
令和8年度までに設置